

第 6 章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）

6-1 適用

この章の規定は、指定自動車等について、法第 59 条第 1 項の規定による新規検査又は法第 71 条第 1 項の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。）に適用する。

6-2 長さ、幅及び高さ

7-2 の規定を適用する。

6-3 最低地上高

7-3 の規定を適用する。

6-4 車両総重量

7-4 の規定を適用する。

6-5 軸重等

7-5 の規定を適用する。

6-6 安定性

7-6 の規定を適用する。

6-7 最小回転半径

7-7 の規定を適用する。

6-8 接地部及び接地圧

7-8 の規定を適用する。

6-9 原動機及び動力伝達装置

7-9 の規定を適用する。

6-10 速度抑制装置

7-10 の規定を適用する。

6-11 走行装置

7-11 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 細目告示別添 2「軽合金ディスクホイールの技術基準」に定める基準
- (2) 自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤは、下表に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準。

この場合において、表中 (1) 及び (2) に掲げる自動車に備える空気入ゴムタイヤであって、UN R117-02-S13 に基づく「S2WR2」の添字が表示されているものは、これらの基準に適合するものとする。

ただし、次の①から⑤に掲げる自動車にあつては、細目告示別添 3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添 4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」及び細目告示別添 5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよいものとし、諸元表に記載されているタイヤと異なるもの（タイヤの呼び、タイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等が異なるものをいう。）が装着されている場合であつて、当該装着されているタイヤが 7-11-1 (3) ①の空気入ゴムタイヤに加わる荷重に係る規定に適合しているときは、これらの基準への適合性審査を省略することができる。

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車であつて、次のアからオのいずれかに該当するもの

(適用関係告示第5条第4項関係)

- ア 平成30年3月31日以前に製作された自動車
- イ 平成30年4月1日から令和4年3月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - (ア) 平成30年3月31日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車
 - (イ) 平成30年4月1日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成30年3月31日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- ウ 令和4年3月31日までに製作された輸入自動車特別取扱自動車
- エ 令和4年3月31日までに製作された自動車であって、新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車
- オ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和4年3月31日以前のもの
- ② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5t以下のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの及び被牽引自動車であって車両総重量が3.5t以下のものであって、次のアからオのいずれかに該当するもの（適用関係告示第5条第5項関係）
 - ア 平成31年3月31日以前に製作された自動車
 - イ 平成31年4月1日から令和6年3月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - (ア) 平成31年3月31日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車
 - (イ) 平成31年4月1日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成31年3月31日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
 - ウ 令和6年3月31日までに製作された輸入自動車特別取扱自動車
 - エ 令和6年3月31日までに製作された自動車であって、新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車
 - オ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和6年3月31日以前のもの
- ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及び被牽引自動車であって車両総重量が3.5tを超えるものであって、次のアからオのいずれかに該当するもの（適用関係告示第5条第6項関係）
 - ア 令和5年3月31日以前に製作された自動車
 - イ 令和5年4月1日から令和8年3月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - (ア) 令和5年3月31日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車
 - (イ) 令和5年4月1日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、令和5年3月31日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
 - ウ 令和8年3月31日までに製作された輸入自動車特別取扱自動車
 - エ 令和8年3月31日までに製作された自動車であって、新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車
 - オ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和8年3月31日以前のもの
- ④ 令和8年3月31日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（適用関係告示第5条第7項関係）

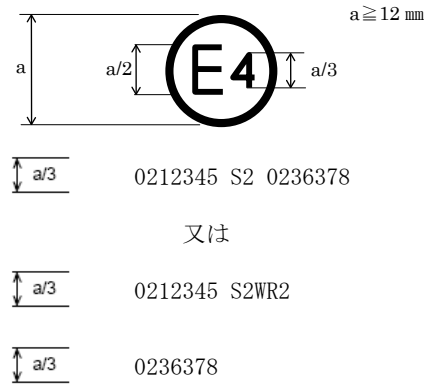
- ⑤ 平成 29 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって乗車定員 10 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量が 3.5t を超える自動車又は車両総重量 3.5t を超える被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ及び平成 30 年 1 月 1 日以降に製作されたもののうち平成 29 年 12 月 31 日以前に指定を受けたものについては、UN R54-00-S20 の 3. (3.2.を除く。)及び 6. に適合するものであればよい。

ただし、速度区分記号が A1 から E までの空気入ゴムタイヤには適用しない。(適用関係告示第 5 条第 9 項関係)

自動車の区分	適用される基準 (強度、滑り止めの性能 保安基準第 9 条第 2 項関係)	適用される基準 (騒音の大きさ 保安基準 第 9 条第 3 項関係)
(1) 次に掲げる自動車 ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) ② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) ③ 車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車	UN R30-02-S24 の 3. (3.2.を除く。)及び 6.	UN R117-02-S13 の 4. (4.3.及び 4.4.を除く。)及び 6. (6.1. (転がり音)及び 6.3. (転がり抵抗)にあつては同規則に規定するステージ 2 に係る要件に限る。また、6.1. 及び 6.3. に代えて 8.3. 及び 8.4. に適合するものであつてもよい。) ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。① UN R117 に規定するリム径の呼びが 10 以下又は 25 以上の空気入ゴムタイヤ
(2) 次に掲げる自動車 ① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって乗車定員 10 人以上のもの ② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) ③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) ④ 車両総重量 3.5t を超える被牽引自動車	UN R54-00-S24 の 3. (3.2.を除く。)及び 6. ただし、速度区分記号が A1 から E までの空気入ゴムタイヤには適用しない。	② 速度区分記号が A1 から E までの空気入ゴムタイヤ ③ UN R117 に規定するプロフェッショナルオフロードタイヤとして設計されたものであつて、「POR」と表示された空気入ゴムタイヤ ④ 予備としてトランクルーム、車体の後面等に備えられている空気入ゴムタイヤ
二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車	UN R75-00-S19 の 3. (3.2.を除く。)及び 6. ただし、オフロード用に設計されたものであつて、「NHS」と表示されたものには適用しない。	-

<参考 1>

UN R117-02 に基づく認可が UN R30-02 に基づく認可とともに付与されている場合の認可マークの表示例



上記の認可マークは当該タイヤがオランダで、UN R117-02 に基づき認可番号 0212345 (S2 は 6.1. の転がり音 (ステージ 2)、W は 6.2. のウェットグリップ性能、R2 は 6.3. の転がり抵抗 (ステージ 2) を示す。) により、また、UN R30-02 に基づき認可番号 0236378 により認可されたことを示している。

<参考 2>

シビアスノータイヤに付される記号



底部は最低 15 mm、高さは最低 15 mm

- (3) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものに備える応急用予備走行装置については、UN R64-03-S1 の 5. 及び 6. に定める基準。

なお、視認等により応急用予備走行装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。

ただし、平成 30 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、適用しない。（適用関係告示第 5 条第 3 項関係）

- (4) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に取付けられている空気入りゴムタイヤは、UN R142-00-S1 の 5. に定める基準に適合すること。

この場合において、確実に取付けられている空気入りゴムタイヤにあつては、この基準に適合するものとする。

ただし、次に掲げる自動車には、適用しない。（適用関係告示第 5 条第 8 項関係）

- ① 令和元年 8 月 31 日以前に製作された自動車
- ② 令和元年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日（輸入自動車にあつては令和 5 年 3 月 31 日）までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

ア 令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車及び空気入りゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車

イ 令和元年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び空気入りゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び空気入りゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの

- (5) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車を除く。）に取付けられている空気入りゴムタイヤは、UN R142-01 の 5. に定める基準。

この場合において、確実に取付けられている空気入りゴムタイヤにあつては、この基準に適合するものとする。

ただし、次に掲げる自動車には、適用しない。

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であつて、次に掲げるもの（適用関係告示第 5 条第 10 項関係）
- ア 令和 4 年 7 月 5 日以前に製作された自動車
 - イ 令和 4 年 7 月 6 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - (ア) 令和 3 年 6 月 30 日以前の新型届出自動車
 - (イ) 令和 4 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ取付けに係る指定を受けた多仕様自動車
 - (ウ) 令和 4 年 7 月 6 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ取付けに係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 4 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ取付けに係る指定を受けた多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
 - ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 7 月 5 日以前のもの
- ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて車両総重量が 5t 以下のもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t 以下のもの及び被牽引自動車であつて車両総重量が 3.5t 以下のもののうち、次に掲げるもの（適用関係告示第 5 条第 11 項関係）
- ア 令和 4 年 7 月 5 日以前に製作された自動車
 - イ 令和 4 年 7 月 6 日から令和 6 年 3 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - (ア) 令和 3 年 6 月 30 日以前の新型届出自動車
 - (イ) 令和 4 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ取付けに係る指定を受けた多仕様自動車
 - (ウ) 令和 4 年 7 月 6 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ取付けに係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 4 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ取付けに係る指定を受けた多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
 - ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 3 月 31 日以前のもの
- ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて車両総重量が 5t を超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t を超えるもの及び被牽引自動車であつて車両総重量が 3.5t を超えるもののうち、次に掲げるもの（適用関係告示第 5 条第 12 項関係）
- ア 令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車
 - イ 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - (ア) 令和 3 年 6 月 30 日以前の新型届出自動車
 - (イ) 令和 5 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ取付けに係る指定を受けた多仕様自動車
 - (ウ) 令和 5 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ取付けに係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 5 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ取付けに係る指定を受けた多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和8年3月31日以前のもの

- (6) 専ら乗用の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装置については、UN R141-00 の 5. 及び 6. に定める基準。

この場合において、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。

ただし、平成 30 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、適用しない。（適用関係告示第 5 条第 3 項関係）

- (7) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人未満であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びに車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車並びに車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車を除く。）に備えるタイヤ空気圧監視装置は、UN R141-01 の 5. 及び 6. に定める基準。

この場合において、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。

ただし、次に掲げる自動車には、適用しない。

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（複輪の車軸を有しないものに限る。）のうち、次に掲げるもの（適用関係告示第 5 条第 13 項関係）

ア 令和 4 年 7 月 5 日以前に製作された自動車

イ 令和 4 年 7 月 6 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

(ア) 令和 3 年 6 月 30 日以前の新型届出自動車

(イ) 令和 4 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車

(ウ) 令和 4 年 7 月 6 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 4 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの

ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和4年7月5日以前のもの

- ② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（複輪の車軸を有しないものに限る。）のうち、次に掲げるもの（適用関係告示第 5 条第 14 項関係）

ア 令和 6 年 7 月 5 日以前に製作された自動車

イ 令和 6 年 7 月 6 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

(ア) 令和 3 年 6 月 30 日以前の新型届出自動車

(イ) 令和 6 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車

(ウ) 令和 6 年 7 月 6 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 6 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの

ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和6年7月5日以前のもの

- ③ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人未満の車両総重量 3.5t 以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。）のうち、次に掲げるもの（適用関係告示第 5 条第 15 項関係）

ア 令和 5 年 7 月 5 日以前に製作された自動車

イ 令和 5 年 7 月 6 日から令和 7 年 7 月 5 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

(ア) 令和 3 年 6 月 30 日以前の新型届出自動車

(イ) 令和 5 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車

- (ウ) 令和5年7月6日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和5年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの
- ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和7年7月5日以前のもの

6-12 操縦装置

7-12の規定を適用する。

6-13 かじ取装置

7-13の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備えるかじ取装置については、UN R79-04-S2の5.及び6.に定める基準。

この場合において、UN R79-04-S2に定める2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるものについては、5.6.の規定は適用しない。

ただし、次に掲げる自動車にあつては、(2)に適合するものであればよい。

- ① 令和5年8月31日以前に製作された自動車
- ② 令和5年9月1日から令和7年8月31日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - ア 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 令和5年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者異常時対応システムの性能が同一であるもの
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和7年8月31日以前のもの
- ④ UN R79-04-S2の5.1.6.3.9.の適用を受けない自動車

- (2) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備えるかじ取装置については、UN R79-03-S5の5.及び6.に定める基準。

この場合において、UN R79-03-S5に定める2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.の自動命令型操舵機能であつて運転者異常時対応システムを備えるものについては、5.6.の規定は適用しない。

ただし、次に掲げる自動車にあつては、(3)に適合するものであればよい。

- ① 令和3年3月31日以前に製作された自動車
- ② 令和3年4月1日から令和5年3月31日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - ア 令和3年3月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 令和3年4月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和3年3月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車とかじ取装置（電波障害防止装置を有しないものを除く。）の性能が同一であるもの
- ③ 令和3年4月1日以降に製作された自動車（令和3年4月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車にあつては、令和3年3月31日以前の型式指定自動車とかじ取装置（電波障害防止装置を有しないものに限る。）の性能が同一のもの）
- ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和5年3月31日以前のもの

- (3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備えるかじ取装置については、UN R79-02の5.及び6.に定める基準。

この場合において、UN R79-02に定める2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.の自動命令型操舵機能で

あって運転者異常時対応システムを備えるもの並びに 2.3.4.1.4.の自動命令型操舵機能については、5.6.の規定は適用しない。

ただし、次に掲げる自動車にあっては、(4)に適合するものであればよい。

- ① 令和元年9月30日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年3月31日)以前に製作された自動車
 - ② 令和元年10月1日から令和3年3月31日まで(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)に製作された自動車(自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。)であって、次に掲げるもの
 - ア 令和元年9月30日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年3月31日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 令和元年10月1日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年4月1日)以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和元年9月30日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年3月31日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車とかじ取装置の性能が同一のもの
 - ③ 令和元年10月1日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年4月1日)以降に製作された自動車(自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものに限る。)であって、次に掲げるもの。
 - ア 令和元年9月30日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年3月31日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 令和元年10月1日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年4月1日)以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和元年9月30日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年3月31日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車とかじ取装置(自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。)の性能が同一のもの
 - ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和3年3月31日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和5年3月31日)以前のもの
- (4) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)に備えるかじ取装置については、UN R79-01-S5の5.(5.1.6.1.を除く。)及び6.に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。

- ① 令和元年6月30日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量12tを超えるもの及び被牽引自動車(平成29年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)(適用関係告示第7条第7項関係)
- ② 平成30年6月30日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量5tを超えるもの及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(被牽引自動車を除く。)であって車両総重量12t以下のもの(平成28年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)(適用関係告示第7条第8項関係)

[量産型超小型モビリティの特例]

- (5) 量産型超小型モビリティのかじ取装置は、6-13の規定に係る審査において、7-13-1-3(3)の規定にかかわらず、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R12-04-S5の5.(5.5.を除く。)及び6.に適合するものであればよい。

この場合において、UN R12-04-S5の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94の附則3の4.又はUN R137の附則3の4.の規定中、「56+1 km/h」又は「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第7条第14項関係)

6-14 施錠装置等

7-14の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。

この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。

[細目告示別添7]

- (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの（(2) に掲げる自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）については、細目告示別添7「四輪自動車等の施錠装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 11 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 14 条第 1 項関係）

[細目告示別添8]

- (2) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車については、細目告示別添8「二輪自動車等の施錠装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 11 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 14 条第 1 項関係）

[細目告示別添8一部除外]

- (3) 次に掲げるハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車については、細目告示別添8「二輪自動車等の施錠装置の技術基準」3.12.の規定は適用しない。（適用関係告示第8条第7項関係）

- ① 令和4年8月31日以前に製作された自動車
- ② 令和4年9月1日から令和6年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び施錠装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 令和4年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び施錠装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び施錠装置に係る指定を受けた多仕様自動車と施錠装置に係る機能及び性能が同一であるもの
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和6年8月31日以前のもの

[適用除外]

- (4) 次に掲げる自動車については、(1) から (3) の規定は適用しない。（適用関係告示第8条第1項関係）
- ① 平成18年6月30日以前に製作された自動車（軽自動車並びにハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）
 - ② 平成20年6月30日以前に製作された軽自動車
 - ③ 平成17年3月31日以前に製作されたハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車

6-15トラック・バスの制動装置

7-15の規定を適用する。

6-16 乗用車の制動装置

7-16の規定を適用する。

6-17 二輪車の制動装置

7-17の規定を適用する。

6-18 大型特殊自動車等の制動装置

7-18の規定を適用する。

6-19 被牽引自動車の制動装置

7-19の規定を適用する。

6-20 衝突被害軽減制動制御装置

7-20の規定を適用する。

6-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

7-21の規定を適用する。

6-22 緩衝装置

7-22の規定を適用する。

6-23 燃料装置

7-23の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の燃料タンク及び配管については、UN R34-03-S2の5.及び6.又は燃料タンクにUN R34-03-S2のパートⅢに基づくⓐマークを有するものにあつては、UN R34-03-S2の13.に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車には適用しない。（適用関係告示第12条第3項関係）

- ① 平成30年8月31日以前に製作された自動車
 - ② 平成30年9月1日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - ア 平成30年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 平成30年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成30年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法が同一であるもの
- (2) (1)に規定するUN R34の5.の審査において、次の各号に掲げる事項にあつては、それぞれに掲げる審査方法とすることができる。
- ① UN R34の5.2.は、燃料タンク及び燃料タンクに直接取付けられた部品に加工がなく、ボルト等により確実に固定されていなければならない。（燃料タンクがUN R34-03-S2に適合している場合に限る。）
 - ② UN R34の5.4.は、通気口及び給油口付近に排気管がないものであればよい。
 - ③ UN R34の5.5.及び5.6.は、燃料タンクが客室に設置されていないものであればよい。
 - ④ UN R34の5.7.は、燃料タンクが堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられているものであればよい。
 - ⑤ UN R34の5.8.は、給油口が、客室、荷物室又はエンジンルームの中に位置しないものであればよい。
 - ⑥ UN R34の5.10.は、燃料タンクの前後の近傍に鋭利な端部等がないものであればよい。
 - ⑦ UN R34の5.11.は、55℃未満の引火点を有する燃料を搭載する燃料タンクにあつては、適切な電荷分散措置が施されているもの。

この場合において、ボディアース等が確認できるものであればよい。

[量産型超小型モビリティの特例]

- (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする量産型超小型モビリティの燃料タンク及び配管は、6-23の規定に係る審査において、7-23-1-2(3)の規定にかかわらず、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第12条第12項、第13項関係）

- ① UN R137-02-S1の5.2.6.及び5.2.7.に適合すること。
この場合において、UN R137の附則3の4.の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。
- ② UN R34-03-S2の8.及び9.6.に適合すること。
ただし、燃料タンク及び配管がUN R34-03-S2の5.及び6.又は13.に適合するものであるときは、UN R34-03-S2の8.1.1.は適用しない。
- ③ UN R153-00-S1の5.2.1.（5.2.1.3.から5.2.1.5.を除く。）に適合すること。
- ④ UN R94-04の5.2.6.及び5.2.7.に適合すること。
この場合において、UN R94の附則3の4.の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。
- ⑤ UN R95-05-S1の5.3.6.に適合すること。

6-24 発生炉ガスの燃料装置

7-24 の規定を適用する。

6-25 高圧ガスの燃料装置

7-25 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 細目告示別添 18「自動車燃料ガス容器取付部の技術基準」及び細目告示別添 19「自動車燃料ガス容器の気密・換気の技術基準」に定める基準

[量産型超小型モビリティの特例]

- (2) 圧縮水素ガスを燃料とする量産型超小型モビリティのガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、6-25 の規定に係る審査において、7-25-1-2 (2) の規定にかかわらず、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 17 項、第 18 項関係)

- ① UN R137-02-S2 の附則 3 に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4. 及び 3.1.2.6. から 3.1.2.8. までに定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-S1 の 7.2.1. から 7.2.3. までに適合すること。

この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。

- ② UN R34-03-S2 の附則 4 (2.7.2. を除く。) 又は細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-S1 の 7.2.1. から 7.2.3. までに適合すること。

この場合において、同別添 3.2.4. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は UN R134-01-S1 (附則 5 の 1. 及び 2. に限る。) に定める方法とする。」と読み替えるものとする。

- ③ UN R134-01-S1 の 7.2. に適合すること。

この場合において、UN R134-01-S1 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。

- ④ UN R94-04-S1 の附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び UN R134-01-S1 の附則 5 に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-S1 の 7.2.1. から 7.2.3. までに適合すること。

この場合において、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。

6-26 電気装置

7-26 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える電気装置については、UN R100-03-S1 の 5. 及び 6. (7-26-1-1 (4) の自動車にあつては、UN R100-03 の 5. 及び 6. 若しくは UN R136-00 の 5. 及び 6.) に定める基準。

なお、UN R100-03-S1 の 6.4. については、原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。

ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。

- ① 次に掲げる自動車にあつては、平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 110「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 14 条第 4 項関係)

ア 平成 28 年 6 月 22 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成 26 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車及び燃料電池自動車を除く。）

イ 平成 26 年 6 月 22 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）以外の自動車を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに

類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）としたものであって、当該改造等が行われた後、平成 24 年 7 月 1 日から平成 26 年 6 月 22 日までに初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるもの

- ② 次に掲げる自動車にあっては、平成 25 年 7 月 12 日付け国土交通省告示第 726 号による改正前に定める基準。（適用関係告示第 14 条 11 項関係）

ア 平成 28 年 7 月 14 日以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、平成 28 年 7 月 15 日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。）

イ 平成 28 年 7 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 28 年 7 月 15 日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）

ウ 平成 28 年 7 月 15 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 28 年 7 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。）

- (2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）に備える電気装置については、UN R136-00 の 5. 及び 6. に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車には適用しない。

- ① 令和 2 年 1 月 19 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車であって、次に掲げるもの以外のもの

ア 平成 30 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車

イ 平成 30 年 1 月 20 日以降の新型届出自動車であって電力により作動する原動機を有するもの（平成 30 年 1 月 20 日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）

ウ 平成 30 年 1 月 20 日以降の輸入自動車特別取扱自動車であって電力により作動する原動機を有するもの（平成 30 年 1 月 20 日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）

- ② 令和 2 年 1 月 19 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車とした自動車であって、当該改造等が行われた後、令和 2 年 1 月 19 日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの

[量産型超小型モビリティの特例]

- (3) 電力により作動する原動機を有する量産型超小型モビリティは、6-26 の規定に係る審査において、7-26-1-2

(2) の規定にかかわらず、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 21 項関係）

- ① UN R137-02-S2 の 5.2.8. に適合すること。

この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。

- ② UN R95-05-S2 の 5.3.7. に適合すること。

- ③ UN R153-00-S2 の 5.2.2. に適合すること。

- ④ UN R12-04-S5 の 5.5. 又は UN R94-04-S1 の 5.2.8. に適合すること。

この場合において、UN R12-04-S5 又は UN R94-04 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. 又は UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」又は「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。

- ⑤ 原動機用蓄電池を備えた自動車は、UN R100-03-S1 の 6.4. に適合すること。

この場合において、UN R100-03-S1 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。

なお、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないように確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-S1 の 6.4.1. に適合するものとする。

6-27 サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システム

7-27 の規定を適用する。

6-28 車枠及び車体

7-28 の規定を適用する。

6-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-29 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

[量産型超小型モビリティの特例]

量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、6-29 の規定に係る審査において、7-29-1 (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-02-S2 の 5. (5.2.6. から 5.2.8. までを除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。

この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係)

6-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-30 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

[量産型超小型モビリティの特例]

量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、6-30 の規定に係る審査において、7-30-1 (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-04-S1 の 5. (5.2.6. から 5.2.8. までを除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。

この場合において、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係)

6-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-31 の規定を適用する。

6-32 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-32 の規定を適用する。

ただし、量産型超小型モビリティにあつては、6-32 の規定に係る審査において、7-32 の規定を適用しないことができる。(適用関係告示第 15 条第 34 項)

6-33 車枠及び車体の歩行者保護性能

7-33 の規定を適用する。

6-34 バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-34 の規定を適用する。

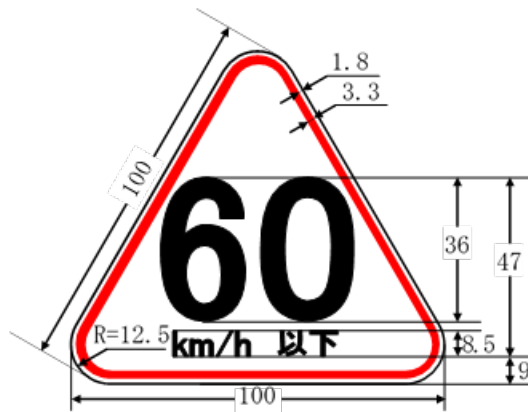
6-35 車体表示

7-35 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

[量産型超小型モビリティの特例]

- (1) 量産型超小型モビリティであって、前面衝突試験に係る試験速度について、UN R94 の附則 3 の 4. 若しくは UN R137 の附則 3 の 4. の試験速度を、「40+1 km/h」と読み替えて適用したもの又はポールとの側面衝突試験について、UN R135 の技術的な要件を適用しないものは、次の様式による標識を車体後面の見やすい位置に表示しなければならない。(適用関係告示第 7 条第 14 項、第 12 条第 12 項、第 13 項、第 13 条第 17 項、第 18 項、第 14 条第 21 項、第 15 条第 33 項、第 34 項、第 20 条第 25 項関係)

様式



備考

- ① 縁線の色は赤色であり、赤色で反射するものとする。
- ② 縁及び地の色は白色であり、白色で反射するものとする。
- ③ 文字の色は黒色とする。
- ④ 寸法の単位は、ミリメートルとする。

6-36 巻込防止装置

7-36 の規定を適用する。

6-37 突入防止装置

7-37 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。

この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。

[UN R58-03 (乗用・貨物 3.5t 以下)]

- (1) 自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの、大型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。)は、UN R58-03-S3 の 2.3. (a) に定める基準又は UN R58-03-S3 の 2.3. (b) 若しくは 7-37-1 (1) ①から③に定める要件に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 項関係)

[UN R58-03]

- (2) 自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、牽引自動車、(1) に適合する自動車並びに 7-37-1 (1) から (4) のいずれかの要件に適合する自動車を除く。)は、UN R58-03-S3 の 16. 又は 25.1. から 25.4. まで及び 25.7. に定める基準に適合するものでなければならない。

ただし、UN R58-03-S3 の 16.4. 及び 25.7. 中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。(保安基準第 18 条の 2 第 3 項及び第 4 項関係、細目告示第 24 条第 3 項関係)

[UN R58-03 みなし要件]

- (3) 次に掲げる基準に適合するよう取付けられた突入防止装置は、(2) の基準に適合するものとする。(保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 24 条第 4 項関係)

- ① 突入防止装置の平面部から車体後面(車体後面からの突出量が 50mm 以上のフック、ヒンジ等の付属物を有する自動車にあつては当該付属物の後端から前方 50mm) までの水平距離は、次に掲げる基準に適合するものであればよい。

ア 車両総重量が 8t 以下の自動車(被牽引自動車を除く。)にあつては試験荷重を負荷した状態で 400mm 以下(試験荷重を負荷しない状態で 300mm 以下であつて、取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられているものは、この基準に適合するものとする。)

- イ 被牽引自動車（コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの（荷台が傾斜するものを除く。）に限る。）にあつては、試験荷重を負荷しない状態で 200mm 以下、かつ、試験荷重を負荷した状態で 300mm 以下
- ウ ア及びイ以外の自動車にあつては試験荷重を負荷しない状態で 300mm 以下、かつ、試験荷重を負荷した状態で 400mm 以下
- ② 突入防止装置の下縁の高さは、空車状態において地上 450mm 以下（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあつては地上 500mm 以下）となるように取付けられていること。
ただし、次に掲げる自動車にあつては、地上 550mm 以下であればよい。
 - ア 自動車の最後部の車軸中心から突入防止装置の平面部までの水平距離が 2,550mm（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあつては 2,260mm）を超えるもの
 - イ コンクリート・ミキサー車
 - ウ ダンプ車
 - エ 2 以上の車軸に動力を伝達することができる動力伝達装置を備える自動車
 - オ 突入防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために突入防止装置を装着することが困難な自動車

[UN R58-02]

- (4) 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5t を超えるもの（牽引自動車及び 7-37-10-1（1）又は（2）の要件に適合する自動車を除く。）及びポール・トレーラについては、UN R58-02-S3 の 16. 又は 25. に定める基準に適合するものであればよい。
- ただし、UN R58-02-S3 の 16. 3. 及び 25. 6. 中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。（適用関係告示第 17 条第 10 項関係）
- ① 令和元年 8 月 31 日以前に製作された自動車
 - ② 令和元年 9 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - ア 令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 令和元年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と後方からの突入防止に係る性能が同一であるもの
 - ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの

[UN R58-02 みなし要件]

- (5) 次に掲げる基準に適合するよう取付けられた突入防止装置は、(4) の基準に適合するものとする。
- ① 空車状態においてその下縁の高さが地上 550mm 以下となるように取付けられていること。
 - ② その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。
 - ③ その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外縁の 100mm までの間にあるよう取付けられていること。
 - ④ UN R58-02 の 7. に従つて突入防止装置の試験荷重を負荷した全ての点において測定した変位量が、突入防止装置の平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 400mm を超えないよう取付けられていること。
この場合において、突入防止装置の平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 350mm 以内であつて取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられているものは、この基準に適合するものとする。
 - ⑤ 車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であつて、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割する場合には、次の基準を満たすこと。
 - ア 昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm 未満であること。
 - イ 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置について、車両中心面と直交する鉛直面による断面の有効面積が 350cm² 以上であること。
ただし、幅が 2,000mm 未満の自動車にあつては、この限りでない。
 - ⑥ 振動、衝撃等により緩み等が生じないよう確実に取付けられていること。

[別添 26]

- (6) 平成 24 年 7 月 10 日までに製作された貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの（牽引自動車及び 7-37-8-1 (1) 又は (2) の要件に適合する自動車を除く。）及びポール・トレーラについては、平成 20 年 7 月 7 日付け国土交通省告示第 869 号による改正前の細目告示別添 26「突入防止装置取付装置等の技術基準」に適合するものであればよい。（適用関係告示第 17 条第 6 項関係）

[適用除外]

- (7) 平成 17 年 8 月 31 日（長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、かつ、高さ 2.0m 以下の自動車にあつては平成 19 年 8 月 31 日）以前に製作された自動車については、(1) から (6) の規定は適用しない。（適用関係告示第 17 条第 1 項関係）

6-38 前部潜り込み防止装置

7-38 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。

この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。

[細目告示別添 108]

- (1) 貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、被牽引自動車及び全輪駆動車を除く。）であつて車両総重量 3.5t を超えるものについては、細目告示別添 108「前部潜り込み防止装置取付装置等の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 5 項及び第 6 項関係、細目告示第 24 条の 2 第 2 項、第 3 項及び第 4 項関係）

- ① 車両の前方に除雪装置を備えた自動車
- ② 散水車又は清掃車であつて、車両の前部に道路散水用配管及び散水ノズルを備えたもの
- ③ 道路作業車であつて、車両の前部に道路清掃用装置を備えたもの
- ④ 危険物を輸送するタンク車であつて、積載物の危険物が漏れた場合の火災を防止するため、車両の前方に排気ガスを排出することを目的として車両の前部に排気管を備えたもの
- ⑤ 7-38-1 (1) 又は (2) の要件に適合する車体前面の構造部を有する自動車

[適用除外]

- (2) 平成 23 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、(1) の規定は適用しない。（適用関係告示第 17 条の 2 関係）

6-39 連結装置

7-39 の規定を適用する。

6-40 乗車装置

7-40 の規定を適用する。

6-41 運転者席

7-41 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。

この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。

[細目告示別添 29（乗用 10 人・貨物 3.5t 超）]

- (1) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）については、細目告示別添 29「直接前方視界の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 21 条関係、細目告示第 27 条第 1 項第 2 号関係）

[UN R125-02]

- (2) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）については、UN R125-02 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、ドアバイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）については遮へい物とみなさないものとし、特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡にあつては、UN R125-02 の 5. 1. 3. に定める間接視界装置として取扱うものとする。

なお、窓ガラス面への光学的な運転支援情報を投影する装置を備えない自動車にあつては、「UN R125-02」を「UN R125-01-S2」と読み替えることができる。(保安基準第 21 条関係、細目告示第 27 条第 1 項第 1 号関係)

[UN R125-01]

(3) 次に掲げる専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)については、UN R125-01-S2 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものであればよい。

この場合において、ドアバイザ(他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。)については遮へい物とみなさないものとし、特種用途自動車(路上試験車及び教習車に限る。)及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡にあつては、UN R125-01-S2 の 5.1.3. に定める間接視界装置として取扱うものとする。(適用関係告示第 18 条の 2 第 2 項関係)

- ① 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された自動車
- ② 令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - ア 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 令和 5 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 5 年 8 月 31 日以前に指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの

[細目告示別添 29]

(4) 次に掲げる専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)については、細目告示別添 29「直接前方視界の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 18 条の 2 第 1 項関係)

- ① 平成 28 年 10 月 31 日以前に製作された自動車
- ② 平成 28 年 11 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - ア 平成 28 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 平成 28 年 11 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成 28 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

6-42 座席

7-42 の規定を適用する。

6-43 補助座席定員

7-43 の規定を適用する。

6-44 座席ベルト等

7-44 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。

- ① 7-44-2 (7) に規定する座席ベルトの取付装置については、UN R14-09-S2 の 5.、6. 及び 7. に定める基準。

この場合において、UN R14-09-S2 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができ、同別添 3.1. 中

「22,300N(後向き座席にあつては8,900N、バス等に備える座席にあつては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、3.2.中「13,500N(後向き座席にあつては5,400N、バス等に備える座席にあつては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1.中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。

ただし、乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員10人以上のものに限る。)、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあつては、7-44-2(2)②に適合すればよい。

- ② 7-44-2(9)に規定する座席ベルトについては、UN R16-08-S3の6.及び7.に定める基準。

ただし、乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員10人以上のものに限る。)、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあつては、7-44-2(5)①から⑤までに定める基準に適合すればよい。

この場合において、UN R16-08-S3の規定は、当分の間、平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添2「座席ベルトの技術基準」によることができる。

- (2) 次に掲げる自動車にあつては、(1)②「UN R16-08-S3」を「UN R16-07-S3」と読み替えて適用する。(適用関係告示第20条第24項関係)

- ① 令和2年8月31日以前に製作された自動車
- ② 令和2年9月1日から令和4年8月31日(輸入自動車にあつては令和5年3月31日)までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - ア 令和2年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 令和2年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和2年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた多仕様自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの
- ③ 令和4年9月1日以降に製作された自動車のうち、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた多仕様自動車であつて、UN R16-08-S3(8.1.8.に限る。)の適用を受けないもの
- ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和4年8月31日以前のもの

[量産型超小型モビリティの特例]

- (3) 量産型超小型モビリティの座席ベルトは、6-44の規定に係る審査において、7-44-2(4)の規定にかかわらず、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08-S3の6.、7.及び8.1.から8.3.6.までに適合するものであればよい。

この場合において、UN R16-08-S3の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94の附則3の4の規定中、「56+1 km/h」とあるのを、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第20条第25項関係)

6-45 座席ベルト非装着時警報装置

7-45の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①から⑩までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、UN R16-08-S3の8.4.(8.4.1.3.を除く。)に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種類
専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送	運転者席及びその他

の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの	の座席
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの	運転者席及びこれと並列の座席

- ① 補助座席に備える座席ベルト
 - ② UN R16-08-S3 の 2.1.4. に定める座席ベルト
 - ③ キャンピング車及び壺柁車に備える座席であって運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト
 - ④ 高齢者、障害者等が移動のため車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト
 - ⑤ またがり式の座席に備える座席ベルト
 - ⑥ 専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台及び通路を除く。）に設けられる容易に折り畳むことができる座席（座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）に備える座席ベルト
 - ⑦ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる 1 人用の座席に備える座席ベルト
 - ⑧ 非常口付近に備えられた座席に備える座席ベルト
 - ⑨ 幼児用座席及び座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト
 - ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及び UN R16-08-S2 の 15.4.2. に定める座席に備えるもの
 - ア 令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された自動車
 - イ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - (ア) 令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - (イ) 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの
 - (ウ) 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、座席ベルト非装着時警報装置に係る性能について変更のないもの
 - (a) UN R16 に基づく認可証（写しをもって代えることができる。）を有する自動車
 - ・ UN R16-06 のものに限る。
 - (b) UN R16 に基づく㊦マークを有する自動車
 - ・ UN R16-06 のものに限る。
 - (c) (a) 又は (b) の自動車と同一の構造を有するもの
 - (d) 諸元表により UN R16-06 に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの
- (2) 次に掲げる自動車については、(1) にかかわらず (3) の規定を適用する。
 - ① 令和 2 年 8 月 31 日以前に製作された自動車
 - ② 令和 2 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 令和 2 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの
- (3) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車に備える座席ベルト非装着時警報装置については、UN R16-06-S7 の 8.4. (8.4.1.1. を除く。) に定める基準、小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車を除く。）に備える座席ベルト非装着時警報装置については、細目告示別添 33 「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準。

ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。

- ① 平成 20 年 8 月 31 日までに製作された自動車〔平成 17 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 17 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に型式を区別する事項について変更されていないものを除く。）を除く。〕については、平成 17 年 3 月 10 日付け国土交通省告示第 254 号による改正前の基準。（適用関係告示第 20 条第 7 項関係）
- ② 平成 20 年 9 月 1 日〔平成 17 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 17 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に型式を区別する事項について変更がされていないものを除く。）については指定を受けた日〕から平成 26 年 2 月 2 日までに製作された自動車については、平成 20 年 2 月 1 日付け国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 33「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準。（適用関係告示第 20 条第 9 項関係）
- ③ 平成 24 年 7 月 21 日〔貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成 28 年 7 月 21 日（平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。）〕以前に製作された自動車については、「UN R16-06-S7」を「UN R16-05-S1」と読み替えることができる。（適用関係告示第 20 条第 12 項関係）
- ④ 次に掲げる自動車にあつては、「UN R16-06-S7」を「UN R16-05-S4」と読み替えることができる。（適用関係告示第 20 条第 14 項関係）
 - ア 平成 27 年 6 月 9 日以前に製作された自動車
 - イ 平成 27 年 6 月 10 日以降に製作された自動車（座席ベルトに係る性能が平成 27 年 6 月 9 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と同一であるものに限る。）

6-46 頭部後傾抑止装置等

7-46 の規定を適用する。

6-47 年少者用補助乗車装置等

7-47 の規定を適用する。

6-48 通路

7-48 の規定を適用する。

6-49 立席

7-49 の規定を適用する。

6-50 乗降口

7-50 の規定を適用する。

6-51 非常口

7-51 の規定を適用する。

6-52 物品積載装置

7-52 の規定を適用する。

6-53 高圧ガス運送装置

7-53 の規定を適用する。

6-54 窓ガラス

7-54 の規定を適用する。

6-55 窓ガラス貼付物等

7-55 の規定を適用する。

6-56 騒音防止装置

7-56 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）については、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値及び細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値がそれぞれ次表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。

自動車の種別			騒音の大きさ	
			定常 走行騒音	加速 走行騒音
三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	全輪駆動車、セミトレーラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車	83	82
		全輪駆動車、セミトレーラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車以外のもの	82	81
	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもの	全輪駆動車	80	81
		全輪駆動車以外のもの	79	80
車両総重量が 3.5t 以下のもの			74	76
三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車に限る。）			72	76
側車付二輪自動車			72	73

- (2) 二輪自動車（平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 26 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）を除く。）は、UN R41-04-S8（令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあつては、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であつてもよい。）の 6.（6.2. 及び 6.3. の規定にかかわらず、8.2. 及び 8.3. の規定に適合する構造であつてもよい。）に適合する構造であること。

なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg の範囲にあればよい。

- (3) 平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 26 年 1 月 1 日以降の騒音防止装置指定自動車以外の新型自動車及び輸入自動車特別取扱自動車に限る。）については（2）の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する構造であること。（適用関係告示第 27 条第 25 項関係）

- ① 細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 72dB を超える騒音を発しない構造であること。
- ② 細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 73dB を超える騒音を発しない構造であること。

- (4) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S6 の 6.（6.2.1.2. を除き、6.2.2. にあつてはフェーズ 2 に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。

ただし、UN R51-03-S6 の 6.2.1.1. 及び 6.2.2. の規定にかかわらず、8.1.2. の規定に適合する構造であればよいものとする。

なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。

ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係）

- ① 平成 28 年 9 月 30 日以前に製作された自動車
- ② 平成 28 年 10 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日）までに製作された自動車であつて次に掲げるもの

- ア 平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車
- イ 平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- ③ 令和 5 年 3 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車
- ④ 平成 28 年 10 月 1 日以降に製作された自動車（車両総重量が 12t を超えるものに限る。）のうち、保安基準第 55 条の規定により保安基準第 2 条、第 4 条及び第 4 条の 2 の規定を適用しないものとされた自動車であって、3 以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの
- ⑤ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日）以前のもの
- (5) 7-56-2-3 (5) の基準は適用しない。
- (6) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は（4）の規定中 UN R51-03-S6 を UN R51-03-S2 に読み替えることができる。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係）
- ① 平成 30 年 10 月 15 日以前に製作された自動車
- ② 平成 30 年 10 月 16 日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの
- ア 平成 30 年 10 月 15 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車
- イ 平成 30 年 10 月 16 日から令和 2 年 4 月 15 日までの型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、平成 30 年 10 月 15 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- ウ 令和 2 年 4 月 16 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 2 年 4 月 15 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 2 年 4 月 15 日以前のもの
- (7) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は（4）の規定中フェーズ 2 をフェーズ 1 に読み替えることができる。
- ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660cm³を超え 1495cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m までの間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであつて、後輪駆動であるものにあつては、UN R51-03-S6 の 6.2.1.1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係）
- ① 平成 28 年 9 月 30 日以前に製作された自動車
- ② 平成 28 年 10 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日）までに製作された自動車であつて次に掲げるもの
- ア 令和 2 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 4 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車及び新型届出自動車
- イ 令和 2 年 9 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 4 年 9 月 1 日）以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であつて、令和 2 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 4 年 8 月 31 日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、

用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

- ③ 令和5年3月31日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車
 - ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前のもの
- (8) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は（4）の規定中 UN R51-03-S6 を UN R51-03-S5 に読み替えることができる。（適用関係告示第27条第33項関係）
- ① 令和2年9月24日以前に製作された自動車
 - ② 令和2年9月25日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの
 - ア 令和2年9月24日以前に指定を受けた型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 令和2年9月25日から令和3年9月24日までの型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和2年9月24日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
 - ウ 令和3年9月25日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和3年9月24日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）
 - ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年9月24日以前のもの

6-57 排出ガス等発散防止装置

7-57の規定を適用する。

6-58 排気管からの排出ガス発散防止性能

7-58の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が3.5tを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものを除く。）については、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローバイ・ガスを含む。）に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に、同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値又は同別添に規定するハイブリッド用過渡試験サイクルにより運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、一酸化炭素については2.95、非メタン炭化水素については0.23、窒素酸化物については0.7、粒子状物質については0.013を超えないものであること。

ただし、次に掲げる自動車にあつては、(2)に適合するものであればよい。

- ① 令和6年9月30日（車両総重量が3.5tを超え7.5t以下のものにあつては、令和8年9月30日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、令和4年10月1日（車両総重量が3.5tを超え7.5t以下のものにあつては令和6年10月1日）以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防

止装置指定自動車を除く。)

- ② 新たに運行の用に供する多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 9 月 30 日（車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のものにあつては、令和 8 年 9 月 30 日）以前もの
- (2) 自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が 3.5t を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下のものを除く。）については、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する WHSC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローバイ・ガスを含む。）に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に、同別添に規定する WHSC モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 2.95、非メタン炭化水素については 0.23、窒素酸化物については 0.7、粒子状物質については 0.013 を超えないものであること。
- ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。
- ① 車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のものであつて令和元年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 30 年 9 月 30 日以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）
- ② 車両総重量が 7.5t を超えるもの（③の自動車を除く。）であつて平成 29 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 28 年 9 月 30 日以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）
- ③ 第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量 7.5t を超えるものであつて平成 30 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 29 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 29 年 9 月 30 日以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）
- (3) 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させないものとして、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準。
- この場合において、排出ガスにかかわる原動機制御の変更を行っていないもの又は①から③までに適合する排出ガスにかかわる装置一式を載せ換えたものは、この基準に適合するものとみなす。
- ただし、大型特殊自動車にあつては、この基準は適用しない。
- ① 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が 3.5t を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下のものを除く。）については、細目告示別添 116「オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御に関する技術基準」に定める基準。
- ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。
- ア 平成 29 年 8 月 31 日（第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量 7.5t を超えるものにあつては平成 30 年 8 月 31 日、車両総重量 3.5t を超え 7.5t 以下のものにあつては令和元年 8 月 31 日）以前に製作された自動車（輸入自動車以外の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）（適用関係告示第 28 条第 169 項）
- イ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が平成 29 年 8 月 31 日（第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量 7.5t を超えるものにあつては平成 30 年 8 月 31 日、車両総重量 3.5t を超え 7.5t 以下のものにあつては令和元年 8 月 31 日）以前のもの（適用関係告示第 28 条第 169 項）
- ウ 平成 25 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であつて平成 27 年 2 月 28 日までに製作されたもの（適用関係告示第 28 条第 1 項第 13 号）
- エ 平成 25 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日（第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量 7.5t を超えるものにあつては平成 29 年 9 月 30 日、車両総重量 3.5t を超え 7.5t 以下のものにあつては平成 30 年 9 月 30 日）までの型式指定自動車及び新型届出自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であつて次に掲げる基準に適合するもの。
- ただし、平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び新型届出自動車（一酸化炭素

等発散防止装置指定自動車に限る。)を除く。(適用関係告示第 28 条第 169 項)

- (7) 細目告示別添 41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JE05 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値 (非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値) を、同 JE05 モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 2.22、非メタン炭化水素については 0.17、窒素酸化物については 0.7、粒子状物質については 0.010 を超えないものであること。

この場合において、入力する自動車の諸元及び当該自動車の原動機の諸元に関する情報は、細目告示別添 41「重量車排出ガスの測定方法」別紙 3 の 1.1. に規定する自動車の諸元及び当該自動車の原動機の諸元に関する情報にかかわらず、燃費算定等に関する告示第 2 条に定める JE05 モード法において入力するものを使用すること。

- (4) 細目告示別添 41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JE05 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を用いて、次式により算出した燃費値が、燃費算定等に関する告示第 2 条に定める都市内走行モード燃費値に 0.97 を乗じた値以上であること。

この場合において、入力する自動車の諸元及び当該自動車の原動機の諸元に関する情報は、細目告示別添 41「重量車排出ガスの測定方法」別紙 3 の 1.1. に規定する自動車の諸元及び当該自動車の原動機の諸元に関する情報にかかわらず、燃費算定等に関する告示第 2 条に定める JE05 モード法において入力するものを使用すること。

(算式)

$$F = \frac{862 \times \rho}{(0.429 \times \text{COmass} + 0.862 \times \text{THCmass} + 0.273 \times \text{CO}_2\text{mass})/L}$$

F	: 燃費値 (km/L)
ρ	: 燃料温度 288K (15°C) における燃料密度 (g/cm ³)
COmass	: JE05 モード法の一酸化炭素の排出量 (g/test)
THCmass	: JE05 モード法の全炭化水素の排出量 (g/test)
CO ₂ mass	: JE05 モード法の二酸化炭素の排出量 (g/test)
L	: 都市内走行モード 1 サイクルの走行距離 (13.892km)

オ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が平成 25 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日 (第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量 7.5t を超えるものにあつては平成 29 年 9 月 30 日、車両総重量 3.5t を超え 7.5t 以下のものにあつては平成 30 年 9 月 30 日) 以前のもののうち、エ (7) ~ (4) に掲げる基準に適合するもの。

ただし、平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び新型届出自動車 (一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。)を除く。(適用関係告示第 28 条第 169 項)

- ② 軽油以外を燃料とする自動車については次に掲げる場合を除き、原動機の回転速度その他の当該自動車の状況に応じた当該装置の機能を著しく低下させる制御を行わないこと。

ただし、平成 27 年 11 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車 (一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。)及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。

ア 原動機始動時

イ 原動機の損傷を防止し、安全な運行を確保するために必要なとき

ウ 細目告示別添 41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JE05 モード法、細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する JC08H モード法及び JC08C モード法又は WLTC モード法若しくは細目告示別添 44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定する WMTC モード法により走行するとき

- ③ 自動車 (①及び②に掲げるものを除く。)については②に掲げる基準及び別添 119「路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準」に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車 (軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下のものに限る。)については、②の基準に適合す

るものであればよい。

- ア 令和 4 年 9 月 30 日以前に製作された自動車
- イ 令和 4 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げる自動車
 - (ア) 令和 4 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車
 - (イ) 令和 4 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、令和 4 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
 - (ウ) 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 9 月 30 日以前のもの

6-59 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

7-59 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあつては、細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、細目告示別添 115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準。

ただし、ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であつて、令和 8 年 10 月 31 日以前に製作された自動車(令和 6 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、細目告示別添 115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」のうち、Ⅲ. 2. 3. 4. 1. の規定は適用せず、Ⅲ. 2. 5. に規定される OBD 閾値を次のとおり読み替えて適用する。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 20 号及び第 188 項関係)

- ① 総排気量が 0.125 リットルを超え、かつ、最高速度が 130km/h 未満の二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、CO については 2.170g/km、THC については 1.400g/km、NOx については、0.350g/km
 - ② 総排気量が 0.125 リットルを超え、かつ、最高速度が 130km/h 以上の二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、CO については 2.170g/km、THC については 0.630g/km、NOx については、0.450g/km
- (2) ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であつて、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、(1) の規定にかかわらず、令和元年 10 月 3 日付け国土交通省告示第 589 号による改正前の細目告示別添 115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 187 項関係)

6-60 ブローバイ・ガス還元装置

7-60 の規定を適用する。

6-61 燃料蒸発ガス発散防止装置

7-61 の規定を適用する。

6-62 冷房装置の導管等

7-62 の規定を適用する。

6-63 排気管

7-63 の規定を適用する。

6-64 窒素酸化物排出自動車等の特例

7-64 の規定を適用する。

6-65 走行用前照灯

7-65 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければ

ならない。

- (1) (2) 及び (3) に掲げる自動車以外の自動車にあっては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。

なお、当分の間、同別添 3.9.3、4.1.2、4.2.2、4.3.2、4.3.7、4.3.9、4.4.2、4.5.2、4.6.8.1、4.9.2、4.9.7.1、4.10.2、4.11.2、4.11.8、4.12.2、4.12.8、4.13.2、4.14.2、4.15.2、4.15.7、4.16.2、4.17.2、4.18.2、4.19.2、4.20.2、4.21.2、4.27.2. 及び 4.28.2. の規定にかかわらず、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の基準 3.9.3、4.1.2、4.2.2、4.3.2、4.3.7、4.3.9、4.4.2、4.5.2、4.6.8.1、4.9.2、4.9.7.1、4.10.2、4.11.2、4.11.8、4.12.2、4.12.8、4.13.2、4.14.2、4.15.2、4.15.7、4.16.2、4.17.2、4.18.2、4.19.2、4.20.2、4.21.2、4.27.2. 及び 4.28.2. の規定に適合するものであればよい。

この場合において、「UN R4-00-S19」とあるのは「UN R4-01」と、「UN R6-01-S29」とあるのは「UN R6-02」と、「UN R19-04-S10」とあるのは「UN R19-05」と、「UN R23-00-S22」とあるのは「UN R23-01」と、「UN R70-01-S10」とあるのは「UN R70-02」と、「UN R87-00-S20」とあるのは「UN R87-01」と、「UN R98-01-S9」とあるのは「UN R98-02」と、「UN R112-01-S8」とあるのは「UN R112-02」と、「UN R119-01-S6」とあるのは「UN R119-02」と、「UN R123-01-S9」とあるのは「UN R123-02」と読み替えることができる。

ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。

- ① 平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車以外の自動車の前照灯等、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、側方反射器、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器及び非常点滅表示灯については、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.23. の規定は適用しない。
- ② 平成 22 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.5.4.1. の規定は適用しない。
また、同規定 4.5.5. については平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の規定に適合するものであればよい。
- ③ 平成 24 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の前部反射器及び後部反射器については、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.19. の規定にかかわらず、平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の基準 3.19. の規定に適合するものであればよい。
- ④ 平成 27 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.5.3. の規定にかかわらず、後退灯の数は 2 個以下であればよい。
- ⑤ 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の尾灯については、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の 4.12.3. の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 27 日付け国土交通省告示第 381 号による改正前の基準の 4.12.3. の規定に適合するものであればよい。
- ⑥ 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の制動灯については、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.9.3.1. の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 27 日付け国土交通省告示第 381 号による改正前の基準 4.9.3.1. の規定に適合するものであればよい。
- ⑦ 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の方向指示器については、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.6.4.2. の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 27 日付け国土交通省告示第 381 号による改正前の基準 4.6.4.2. の規定に適合するものであればよい。
- ⑧ 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の再帰反射材については、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.22. の規定にかかわらず、平成 18 年 10 月 5 日付け国土交通省告示第 1203 号による改正前の基準 4.22. の規定に適合するものであればよい。

この場合において、自動車の構造上、再帰反射材を取付けることが困難な自動車にあっては、同基準 4.22.3.3. 中「80%以上」とあるのは「60%以上（特別に複雑な自動車の設計又は附属品を有するものに

あつては少なくとも40%以上)」と読み替えることができる。

- ⑨ 平成23年12月31日以前に製作された自動車の再帰反射材であつて、自動車の構造上、再帰反射材を取付けることが困難なものについては、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.22.5.1.2.及び4.22.5.2.2.中「80%以上」とあるのは「60%以上（特別に複雑な自動車の設計又は附属品を有するものにあつては少なくとも40%以上)」と読み替えることができる。
- ⑩ 平成21年7月10日以前に製作された自動車のすれ違い用前照灯の点灯操作状態表示装置等については、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.2.8.の規定にかかわらず、平成20年7月7日付け国土交通省告示第869号による改正前の基準4.2.8.の規定に適合するものであればよい。
- ⑪ 次に掲げる自動車の前照灯（配光可変型前照灯を除く。）については、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.1.2.及び4.2.2.の規定にかかわらず、平成21年7月21日付け国土交通省告示第771号による改正前の基準4.1.2.及び4.2.2.の規定に適合するものであればよい。
- ア 平成26年9月30日以前に製作された自動車
- イ 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車若しくはその形状に類する自動車又は大型特殊自動車であつて次に掲げるもの
- (ア) 平成26年9月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて平成26年10月1日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの
- (イ) 平成26年9月30日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前照灯であつて平成26年10月1日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車
- ⑫ 次に掲げる自動車の前照灯、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、後退灯又は方向指示器については、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.7.1.、3.22.及び3.23.の規定にかかわらず、平成21年7月21日付け国土交通省告示第771号による改正前の基準3.7.1.、3.22.及び3.23.の規定に適合するものであればよい。
- ア 平成23年2月6日以前に製作された自動車
- イ 平成23年2月6日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて平成23年2月7日以降に前照灯、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、後退灯又は方向指示器に係る性能について変更がないもの
- ウ 平成23年2月6日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前照灯、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、後退灯又は方向指示器であつて平成23年2月7日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車
- ⑬ 平成23年2月7日以降の型式指定自動車以外の自動車の車室外乗降支援灯については、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.25.の規定は適用しない。
- ⑭ 次に掲げる自動車の前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯及び補助制動灯については、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.27.の規定、また、制動灯、補助制動灯又は方向指示器については、同別添3.7.1.2.2.の規定は適用しない。
- ア 平成18年1月1日から平成24年10月23日までに製作された自動車
- イ 平成24年10月23日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて平成24年10月24日以降に前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯又は方向指示器に係る取付方法等について変更がないもの
- ウ 平成24年10月23日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯又は方向指示器であつて平成24年10月24日以降にその取付方法等について変更がないものを備えた自動車
- ⑮ 平成26年1月29日以前に製作された自動車については、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.8.7.2.

にかかわらず、平成 23 年国土交通省告示第 73 号による改正前の基準 4.8.7.2. に適合するものであればよい。

- ⑯ 次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.2.7.5. 及び 4.2.7.6. の規定は適用しない。

ア 令和 2 年 4 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、令和 3 年 4 月 7 日）以前に製作された自動車

イ 令和 2 年 4 月 8 日から令和 3 年 12 月 31 日（内燃機関以外を原動機とする貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては令和 5 年 4 月 7 日）まで（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、令和 3 年 4 月 8 日から令和 5 年 10 月 7 日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの

(7) 令和 2 年 4 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、令和 3 年 4 月 7 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車

(4) 令和 2 年 4 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、令和 3 年 4 月 8 日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 2 年 4 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、令和 3 年 4 月 7 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの

ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過しないものに限る。）の発行日が令和 3 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、令和 5 年 10 月 7 日）以前のもの

- ⑰ 次に掲げる自動車については、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.6.7.4. の規定は適用せず、同別添 4.8.1. の規定にかかわらず、平成 30 年 2 月 9 日付け国土交通省告示第 147 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.8.1. に適合するものであればよい。

ア 平成 31 年 2 月 9 日以前に製作された自動車

イ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が平成 31 年 2 月 9 日以前のもの

- ⑱ 次に掲げる自動車については細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.2.7.5.、4.2.7.6. 及び 4.28.3. の規定にかかわらず、令和 4 年 6 月 22 日付け国土交通省告示第 713 号による改正前の基準 4.2.7.5.、4.2.7.6. 及び 4.28.3. の規定に適合するものであればよい。

ア 令和 6 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

イ 令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

(7) 令和 6 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車

(4) 令和 6 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 6 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの

ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過しないものに限る。）の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの

(適用関係告示第 29 条第 4 項、第 8 項、第 9 項、第 12 項、第 22 項、第 23 項及び第 25 条、第 30 条第 5 項、第 10 項及び第 16 項、第 31 条第 2 項、第 6 項及び第 11 項、第 31 条の 2 第 1 項、第 32 条第 4 項、第 7 項、第 9 項及び第 14 項、第 33 条第 3 項、第 6 項及び第 10 項、第 33 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 34 条第 4 項及び第 6 項、第 35 条第 6 項、第 10 項、第 14 項及び第 15 項、第 36 条第 3 項、第 4 項及び第 9 項、第 37 条第 5 項、第 9 項、第 11 項及び第 15 項、第 38 条第 5 項、第 8 項及び第 12 項、第 39 条第 5

項、第8項及び第12項、第40条第2項、第5項及び第9項、第41条第7項、第41条の2第2項、第4項及び第7項、第42条第5項、第10項、第12項及び第17項、第43条第3項、第7項及び第12項、第44条第5項から第8項、第11項、第14項及び第15項、第45条第8項、第15項、第17項、第22項及び第23項、第46条第3項、第47条第5項及び第9項、第48条第3項及び第4項関係)

- (2) 二輪自動車にあっては、UN R53-03-S1 の 5. (5. 17. を除く。) 及び 6. 並びに細目告示別添 53 「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 5. 1. 9. 、 5. 3. 、 5. 5. 、 5. 6. 、 5. 7. 、 5. 11. 、 5. 12. 、 5. 14. 、 5. 17. 及び 5. 19. に定める基準とする。

この場合において、UN R53-03-S1 の 6. 1. 1. 2. 、 6. 2. 1. 2. 、 6. 3. 2. 、 6. 4. 1. 、 6. 4. 3. 、 6. 4. 4. 及び 6. 5. 1. の規定にかかわらず、細目告示別添 53 「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 5. 1. 3. 2. 、 5. 1. 5. 1. 、 5. 8. 1. 、 5. 15. 1. 、 5. 15. 3. 、 5. 16. 3. 及び 5. 18. 1. 1. に適合するものであればよい。

なお、当分の間、細目告示別添 53 「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 4. 3. 1. 、 5. 1. 4. 、 5. 1. 5. 6 及び 5. 14. 2 の規定にかかわらず、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の基準 4. 3. 1. 、 5. 1. 4. 、 5. 1. 5. 6 及び 5. 14. 2 に適合するものであればよい。

この場合において、「UN R6-01-S29」とあるのは「UN R6-02」と、「UN R50-00-S20」とあるのは「UN R50-01」と、「UN R70-01-S10」とあるのは「UN R70-02」と読み替えることができる。

ただし、次に掲げる自動車については、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 53 「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の規定に適合するものであればよい。

この場合において、当分の間「UN R6-01-S29」とあるのは「UN R6-02」と、「UN R50-00-S20」とあるのは「UN R50-01」と、「UN R70-01-S10」とあるのは「UN R70-02」と読み替えることができる。

① 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

② 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

(適用関係告示第 29 条第 24 項、第 30 条第 17 項、第 32 条第 15 項、第 35 条第 16 項、第 36 条第 10 項、第 37 条第 16 項、第 38 条第 13 項、第 41 条第 8 項、第 41 条の 2 第 7 項、第 42 条第 18 項、第 43 条第 13 項、第 45 条第 23 項及び第 24 項、第 47 条第 10 項、第 47 条の 2 第 3 項関係)

- (3) 側車付二輪自動車にあっては、細目告示別添 53 「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。

なお、当分の間、上記の規定にかかわらず、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の基準に適合するものであればよい。この場合において、「UN R6-01-S29」とあるのは「UN R6-02」と、「UN R50-00-S20」とあるのは「UN R50-01」と、「UN R70-01-S10」とあるのは「UN R70-02」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 24 項、第 45 条第 23 項関係)

- (4) 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R149-00-S4 の 4. (4. 5. 1. 、 4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 12. を除く。)、 5. 1. (クラス B 及び D に係るものに限る。)、 5. 2. 及び 5. 3. に定める基準、UN R98-02 (当分の間、UN R98-01-S9 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 5. 、 6. 及び 7. に定める基準又は UN R112-02 (当分の間、UN R112-01-S8 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 5. 、 6. 、 7. 及び 8. に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える前照灯については、UN R149-00-S4 の 4. (4. 5. 1. 、 4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 12. を除く。)、 5. 1. 、 5. 2. 及び 5. 4. に定める基準、UN R98-02 の 5. 、 6. 及び 7. に定める基準、UN R112-02 の 5. 、 6. 、 7. 及び 8. に定める基準又は UN R113-03 (当分の間、UN R113-02 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 5. 、 6. 、 及び 7. に定める基準とする。

この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-00-S4 の 5. 1. 、 5. 2. 、 5. 3. 及び 5. 4. にかかわらず 3. 5. 1. 1. 、 UN R98-02 の 6. にかかわらず 9. 1. 3. 、 UN R112-02 の 6. にかかわらず 10. 1. 並びに UN R113-03 の 6. にかかわらず 9. 1. 1. に適合するものであればよい。

また、交換式光源の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。

ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。(適用関係告示第 29 条第 24 項関係)

① 次に掲げる自動車については、平成 21 年 7 月 21 日付け国土交通省告示第 771 号による改正前の細目告示別添 50 「前照灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 29 条第 8 項関係)

- ア 平成 26 年 9 月 30 日以前に製作された自動車
- イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車若しくはその形状に類する自動車又は大型特殊自動車であって次に掲げるもの
 - (ア) 平成 26 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成 26 年 10 月 1 日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの
 - (イ) 平成 26 年 9 月 30 日以前に法第 75 条の 3 の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯であって平成 26 年 10 月 1 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車
- ② 次に掲げる自動車については、「UN R98-01-S9」を「UN R98-00-S11」と、「UN R112-01-S8」を「UN R112-00-S10」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 11 項関係)
 - ア 平成 21 年 10 月 23 日以前に製作された自動車
 - イ 平成 21 年 10 月 23 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成 21 年 10 月 24 日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの
 - ウ 平成 21 年 10 月 23 日以前に法第 75 条の 3 の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯であって平成 21 年 10 月 24 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車
- ③ 次に掲げる自動車については「UN R98-01-S9」を「UN R98-00-S12」と、「UN R112-01-S8」を「UN R112-00-S11」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 14 項関係)
 - ア 平成 22 年 8 月 18 日以前に製作された自動車
 - イ 平成 22 年 8 月 18 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成 22 年 8 月 19 日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの
 - ウ 平成 22 年 8 月 18 日以前に法第 75 条の 3 の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯であって平成 22 年 8 月 19 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車
- ④ 次に掲げる自動車については「UN R98-01-S9」を「UN R98-00-S13」と、「UN R112-01-S8」を「UN R112-00-S12」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 16 項関係)
 - ア 平成 27 年 12 月 8 日以前に製作された自動車
 - イ 平成 27 年 12 月 8 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成 27 年 12 月 9 日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの
 - ウ 平成 27 年 12 月 8 日以前に法第 75 条の 3 の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯であって平成 27 年 12 月 9 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車
- ⑤ 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車については「UN R113-02」を「UN R113-00-S10」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 20 項関係)
 - ア 平成 27 年 7 月 25 日以前に製作された自動車
 - イ 平成 27 年 7 月 25 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成 27 年 7 月 26 日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの
 - ウ 平成 27 年 7 月 25 日以前に法第 75 条の 3 の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯であって平成 27 年 7 月 26 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車
- ⑥ 令和 2 年 9 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示第 42 条第 2 項、第 6 項及び第 8 項の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 21 項関係)

6-66 すれ違い用前照灯

7-66 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 6-65 (4) に同じ。

6-67 配光可変型前照灯

7-67 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。

6-68 前照灯照射方向調節装置

7-68 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。

6-69 前照灯洗浄器

7-69 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 細目告示別添 55「前照灯洗浄器の技術基準」に定める基準。

ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。

- ① 次に掲げる自動車については、細目告示別添 55「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準」4.1.中、「同規則改訂版補足第 6 改訂版」を「同規則第 123 号」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 15 項関係)

ア 平成 22 年 8 月 18 日以前に製作された自動車

イ 平成 22 年 8 月 18 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成 22 年 8 月 19 日以降に前照灯及び前部霧灯に係る性能について変更がないもの

ウ 平成 22 年 8 月 18 日以前に法第 75 条の 3 の規定によりその型式について指定を受けた前照灯及び前部霧灯であつて、平成 22 年 8 月 19 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

- ② 次に掲げる自動車については、細目告示別添 55「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準」4.1.中、「同規則改訂版補足第 6 改訂版」を「同規則第 123 号第 4 改訂版」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 15 項関係)

ア 平成 27 年 12 月 8 日以前に製作された自動車

イ 平成 27 年 12 月 8 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成 27 年 12 月 9 日以降に前照灯及び前部霧灯に係る性能について変更がないもの

ウ 平成 27 年 12 月 8 日以前に法第 75 条の 3 の規定によりその型式について指定を受けた前照灯及び前部霧灯であつて、平成 27 年 12 月 9 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

- (2) 細目告示別添 56「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準」に定める基準

6-70 前部霧灯

7-70 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 自動車に備える前部霧灯については、UN R149-00-S4 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1.及び 4.5.2.2. (b)を除く。)及び 5.5.又は UN R19-05 (当分の間、UN R19-04-S10 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。)の 5.、6.、7.及び 8.に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-00-S4 の 5.5.にかかわらず 3.5.1.1.及び UN R19-05 の 6.にかかわらず 10.3.5.に適合するものであればよい。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。

ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。(適用関係告示第 30 条第 16 項関係)

- ① 平成 21 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、平成 20 年 7 月 7 日付け国土交通省告示第 869 号による改正前の細目告示別添 57「前部霧灯の技術基準」に定める基準。

この場合において、細目告示別添 57「前部霧灯の技術基準」4.9.の前段規定中「スクリーン (別紙 1 参照) 上の配光特性は表 2 の要件を満たすものとする。」とあるのは「スクリーン (別紙 1 参照) 上の配光特性は表 2 の要件を満たすものとし、最小照度については表 2 の配光表の最小照度の 80%値、最大照度については表 2 の配光表の最大照度の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。(適用関係

告示第 30 条第 6 項関係)

- ② 次に掲げる自動車については、UN R19-02-S13 の 5. (5.3. は除く。)、6.、7. 及び 8. に定める基準。(適用関係告示第 30 条第 7 項関係)
- ア 平成 25 年 7 月 10 日以前に製作された自動車
 - イ 平成 25 年 7 月 10 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成 25 年 7 月 11 日以降に前部霧灯に係る性能について変更がないもの
 - ウ 平成 25 年 7 月 10 日以前に法第 75 条の 3 の規定によりその「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置」の型式について指定を受けた自動車であつて、平成 25 年 7 月 11 日以降に前部霧灯に係る性能について変更がないもの
 - エ イ～ウまでに掲げる自動車と前部霧灯に係る性能について変更がないもの
- ③ 次に掲げる自動車については、「UN R19-04-S10」を「UN R19-03-S1」と読み替えることができる。(適用関係告示第 30 条第 13 項関係)
- ア 平成 22 年 8 月 18 日以前に製作された自動車
 - イ 平成 22 年 8 月 18 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて平成 22 年 8 月 19 日以降に前部霧灯に係る性能について変更がないもの
 - ウ 平成 22 年 8 月 18 日以前に法第 75 条の 3 の規定によりその型式について指定を受けた前部霧灯であつて平成 22 年 8 月 18 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車
- ④ 次に掲げる自動車については「UN R19-04-S10」を「UN R19-03-S2」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 14 項関係)
- ア 平成 27 年 12 月 8 日以前に製作された自動車
 - イ 平成 27 年 12 月 8 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて平成 27 年 12 月 9 日以降に前部霧灯に係る性能について変更がないもの
 - ウ 平成 27 年 12 月 8 日以前に法第 75 条の 3 の規定によりその型式について指定を受けた前部霧灯であつて平成 27 年 12 月 9 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

6-71 前部霧灯照射方向調節装置

7-71 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。

6-72 側方照射灯

7-72 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 自動車に備える側方照射灯については、UN R149-00-S4 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1. 及び 4.5.2.2. (b) を除く。) 及び 5.6. 又は UN R119-02 (当分の間、UN R119-01-S6 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 5. (5.4.1. を除く。)、6.、7. 及び 8. に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-00-S4 の 5.6. にかかわらず 3.5.1.1. 及び UN R119-02 の 6. にかかわらず 9.1.1. に適合するものであればよい。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。

ただし、次の規定に適合するもの (7-72-6 が適用されるものを除く。) については、この限りでない。(適用関係告示第 31 条第 11 項関係)

- ① 平成 18 年 1 月 1 日から平成 21 年 7 月 10 日までに製作された自動車については、UN R119-01-S6 の 5.4. の規定は、適用しない。(適用関係告示第 31 条第 4 項関係)
- ② 平成 17 年 4 月 6 日から平成 21 年 10 月 14 日までに製作された自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.13. 及び UN R119-01-S6 の 5.3. の規定にかかわらず、平成 20 年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 1217 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.13. 及び細目告示別添 102「側方照射灯の灯光の色、明

るさ等に関する技術基準」3.2.の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第31条第5項関係)

- ③ 次に掲げる自動車については UN R119-01-S6 の 6.3.及び7.1.の規定にかかわらず、平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添102「側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準」4.1.及び5.3.の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第31条第9項関係)

ア 平成28年6月22日以前に製作された自動車

イ 平成28年6月22日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成28年6月23日以降に側方照射灯に係る性能について変更のないもの

ウ 平成28年6月22日以前に法第75条の3の規定に基づく装置の指定を受けた側方照射灯であって、平成28年6月23日以降にその性能について変更のないものを備えた自動車

6-73 低速走行時側方照射灯

7-73の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 6-65 (1) に同じ。

(2) 自動車に備える低速走行時側方照射灯については、UN R148-00-S3 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.10.又はUN R23-01 (当分の間、UN R23-00-S22 と読み替えることができる。以下(2)において同じ。)の5.、6.2.、7.及び8.に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-00-S3 の 5.10.にかかわらず3.5.1.1.及びUN R23-01 の 6.2.にかかわらず9.1.1.に適合するものであればよい。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第31条の2第1項関係)

6-74 車幅灯

7-74の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 6-65 (1) に同じ。

(2) 6-65 (2) に同じ。

(3) 6-65 (3) に同じ。

(4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯については、UN R148-00-S3 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.1. (種別Aに係るものに限る。)又は細目告示別添58「車幅灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯については、UN R148-00-S3 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.1. (種別A及びMAに係るものに限る。)又はUN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20 と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)の6.、7.、8.及び9.に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-S3 の 5.1.にかかわらず3.5.1.1.及びUN R50-01 の7.にかかわらず10.1.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添58「車幅灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表1の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の120%値までであればよい。」と、4.1.2.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表2の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表2の配光表の最大光度要件の120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。

ただし、令和2年6月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示別添58「車幅灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第32条第13項、第14項関係)

6-75 前部上側端灯

7-75の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 6-65 (1) に同じ。

- (2) 6-65 (2) に同じ。
 (3) 6-65 (3) に同じ。
 (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部上側端灯については、UN R148-00-S3 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.1. (種別 AM に係るものに限る。)又は細目告示別添 59「前部上側端灯の技術基準」に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-S3 の 5.1.にかかわらず 3.5.1.1.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 59「前部上側端灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該前部上側端灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 33 条第 10 項関係)

6-76 昼間走行灯

7-76 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
 (2) 二輪自動車にあっては、UN R53-03-S1 の 5. (5.17.を除く。)及び6.に定める基準とする。
 (3) 自動車に備える昼間走行灯については、UN R148-00-S3 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.4.又は UN R87-01 (当分の間、UN R87-00-S20 と読み替えることができる。以下 (3) において同じ。)の 6.、7.、8.、9.、10.及び 11.に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-00-S3 の 5.4.にかかわらず 3.5.1.1.及び UN R87-01 の 7.にかかわらず 13.1.1.に適合するものであればよい。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 33 条の 2 第 1 項関係)

6-77 前部反射器

7-77 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
 (2) 6-65 (2) に同じ。
 (3) 6-65 (3) に同じ。
 (4) 自動車に備える前部反射器については、UN R150-00-S4 の 3.3.4.2.1.、4.及び5.1.又は細目告示別添 60「前部反射器の技術基準」に定める基準。

この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-00-S4 の 5.1.にかかわらず 3.5.1.1.に適合するものであればよいものとし、細目告示別添 60「前部反射器の技術基準」別紙 5 の 3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上の値であること。」と、同別添別紙 3.2.の規定中「基準軸 ($V=H=0^\circ$) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸 ($V=H=0^\circ$) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の 80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。

6-78 側方灯

7-78 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
 (2) 6-65 (2) に同じ。
 (3) 6-65 (3) に同じ。

- (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方灯については、UN R148-00-S3 の 4. (4. 3. 1. 1.、4. 3. 1. 2.、4. 3. 1. 4. 及び 4. 3. 2. 4. を除く。) 及び 5. 7. 又は細目告示別添 61 「側方灯の技術基準」に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-S3 の 5. 7. にかかわらず 3. 5. 1. 1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 61 「側方灯の技術基準」4. 1. の規定中「適合するものでなければならぬ。」とあるのは「適合するものでなければならぬ。ただし、側方灯の最小光度については 4. 1. 1. で定める最小光度要件の 80% 値、最大光度については 4. 1. 2. で定める最大光度要件の 120% 値までであればよい。」と読み替えるものとする。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。

ただし、平成 19 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 61 「側方灯の技術基準」4. 1. の規定は平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 35 条第 7 項、第 14 項関係)

6-79 側方反射器

7-79 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 自動車に備える側方反射器については、UN R150-00-S4 の 3. 3. 4. 2. 1.、4. 及び 5. 1. 又は細目告示別添 62 「側方反射器の技術基準」に定める基準。

この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-00-S4 の 5. 1. にかかわらず 3. 5. 1. 1. に適合するものであればよいものとし、細目告示別添 62 「側方反射器の技術基準」別紙 5 の 3. 1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80% 以上の値であること。」と、同別添 3. 2. の規定中「基準軸 ($V=H=0^\circ$) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならぬ。」とあるのは「基準軸 ($V=H=0^\circ$) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の 80% 以上の値でなければならぬ。」と読み替えるものとする。

6-80 番号灯

7-80 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。

この場合において、光度特性に関し、UN R148-00-S3 の 5. 11. にかかわらず 3. 5. 1. 1.、UN R4-01 (当分の間、UN R4-00-S19 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 5.、6. 及び 9. にかかわらず 10. 1. 1. 並びに UN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 7. にかかわらず 10. 1. に適合するものであればよい。

また、交換式光源に関し、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。

ただし、令和 2 年 9 月 14 日以前に製作された自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 63 「番号灯の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。

なお、施行規則第 11 条第 3 項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標であつて、その機能が正常であるものにあつては、この限りでない。(細目告示第 49 条第 1 項関係、適用関係告示第 36 条第 8 項、第 9 項関係)

- ① 普通自動車であつて、車両総重量が 8t 以上のもの、最大積載量が 5t 以上のもの又は乗車定員が 30 人

以上のものに備える番号灯については、UN R148-00-S3 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.11. (クラス 2b に係るものに限る。) 又は UN R4-01 の 5.、6.、7.、8. 及び 9. (クラス 2b に係るものに限る。) に定める基準

- ② 自動車 (①及び③に掲げるもの並びに最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。) に備える番号灯については、UN R148-00-S3 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.11. (クラス 2a に係るものに限る。) 又は UN R4-01 の 5.、6.、7.、8. 及び 9. (クラス 2a に係るものに限る。) に定める基準
- ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯については、UN R148-00-S3 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.11. (クラス 2 に係るものに限る。) 又は UN R50-01 の 6.、7.、8. 及び 9. (クラス 2 に係るものに限る。) に定める基準

6-81 尾灯

7-81 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯については、UN R148-00-S3 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.2. (種別 R1 及び R2 に係るものに限る。) 又は細目告示別添 64「尾灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯については、UN R148-00-S3 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.2. (種別 R1、R2 及び MR に係るものに限る。) 又は UN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-S3 の 5.2. にかかわらず 3.5.1.1.、UN R50-01 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 64「尾灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。

ただし、令和 2 年 9 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 64「尾灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 14 項、第 15 項関係)

6-82 後部霧灯

7-82 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 自動車に備える後部霧灯については、UN R148-00-S3 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.9. 又は細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-S3 の 5.9. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」4.1. の規定中「であること。」とあるのは「であること。ただし、当該後部霧灯の最小光度については 4.2. 及び別紙に示す最小光度値の 80% 値、最大光度については 4.3. に示す最大光度値の 120% 値まであればよい。」と読み替えるものとする。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 38 条第 12 項関係)

6-83 駐車灯

7-83 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える駐車灯については、UN R148-00-S3 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.3. 又は細目告示別添 66 「駐車灯の技術基準」 に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-S3 の 5.3. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 66 「駐車灯の技術基準」 4.1. の規定中「適合しなければならない。」とあるのは「適合しなければならない。ただし、駐車灯の最小光度については 4.1.1. 及び 4.1.2. で定める最小光度要件の 80% 値、最大光度については 4.1.1. 及び 4.1.2. で定める最大光度要件の 120% 値までであればよい。」と読み替えるものとする。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 39 条第 12 項関係)

6-84 後部上側端灯

7-84 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部上側端灯については、UN R148-00-S3 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.2. (種別 RM1 及び RM2 に係るものに限る。) 又は細目告示別添 67 「後部上側端灯の技術基準」 に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-S3 の 5.2. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 67 「後部上側端灯の技術基準」 4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該後部上側端灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 40 条第 9 項関係)

6-85 後部反射器

7-85 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 自動車に備える後部反射器については、UN R150-00-S4 の 3.3.4.2.1.、4. 及び 5.1. 又は細目告示別添 68 「後部反射器の技術基準」 に定める基準。

この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-00-S4 の 5.1. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいものとし、細目告示別添 68 「後部反射器の技術基準」 別紙 5 の 3.1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80% 以上であること。」と、同別添 3.2. の規定中「基準軸 ($V=H=0^\circ$) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値以上でなければならない。」とあるのは「基準軸 ($V=H=0^\circ$) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値の 80% 以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。

6-86 大型後部反射器

7-86の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 自動車に備える大型後部反射器については、UN R150-00-S4の4.1.1.から4.1.4.、5.6.及び5.7.又はUN R70-02(当分の間、UN R70-01-S10と読み替えることができる。)の6.及び7.に定める基準。

ただし、平成23年8月31日以前に製作された自動車については、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.19.及び細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.14.並びにUN R70-01-S10の6.及び7.の規定にかかわらず、平成19年1月30日付け国土交通省告示第89号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.19.及び細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.14.並びに細目告示別添69「大型後部反射器の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第41条の2第1項)

また、次に掲げる自動車については、「UN R70-01-S10」を「UN R70-01-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第41条の2第6項、第7項関係)

- ① 平成21年10月23日以前に製作された自動車
- ② 平成21年10月23日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成21年10月24日以降に大型後部反射器に係る性能について変更がないもの
- ③ 平成21年10月23日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた大型後部反射器であって平成21年10月24日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

6-87 再帰反射材

7-87の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 細目告示別添105「再帰反射材の技術基準」に定める基準(細目告示第55条の2関係)

6-88 制動灯

7-88の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯については、UN R148-00-S3の4.(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.5.(種別S1及びS2に係るものに限る。)又は細目告示別添70「制動灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯については、UN R148-00-S3の4.(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.5.(種別S1、S2及びMSに係るものに限る。)又はUN R50-01(当分の間、UN R50-00-S20と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)の6.、7.、8.及び9.に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-S3の5.5.にかかわらず3.5.1.1.及びUN R50-01の7.にかかわらず10.1.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添70「制動灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の120%値までとする。」と読み替えるものとする。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。

ただし、令和2年9月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示別添70「制動灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第42条第16項、第17項関係)

6-89 補助制動灯

7-89 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 側車付二輪自動車以外の自動車に備える補助制動灯については、UN R148-00-S3 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.5. (種別 S3 及び S4 に係るものに限る。)又は細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-S3 の 5.5.にかかわらず 3.5.1.1.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該補助制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 43 条第 12 項関係)

6-90 後退灯

7-90 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 自動車に備える後退灯については、UN R148-00-S3 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.8.又は令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 72「後退灯の技術基準」に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-S3 の 5.8.にかかわらず 3.5.1.1.に適合するものであればよいこととし、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 72「後退灯の技術基準」4.1.の規定中「適合するものであること。」とあるのは「適合するものであること。ただし、当該後退灯の最小光度については 4.4.及び別紙 1 の 2.に示す最小光度値の 80%値、最大光度については 4.3.に示す最大光度値の 120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 44 条第 14 項関係)

6-91 方向指示器

7-91 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。

この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-00-S3 の 5.6.にかかわらず 3.5.1.1.、UN R6-02 (当分の間、UN R6-01-S29 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。)の 6.にかかわらず 10.1.1.並びに UN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。)の 7.にかかわらず 10.1.に適合するものであればよい。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。

ただし、令和 2 年 9 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあっては、この限りでない。(適用関係告示第 45 条第 21 項、第 23 項関係)

- ① 自動車（②及び③に掲げるもの並びに三輪自動車を除く。）に備える方向指示器については、UN R148-00-S3 の 4.（4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。）及び5.6.（種別1、1a、1b、2a、2b、5及び6に係るものに限る。）又はUN R6-02 の5.、6.、7.及び8.に定める基準
- ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器については、UN R148-00-S3 の 4.（4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。）及び5.6.（種別1、1a、1b、2a、2b、11、11a、11b、11c及び12に係るものに限る。）、UN R6-02 の5.、6.、7.及び8.又はUN R50-01 の6.、7.、8.及び9.に定める基準
- ③ 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）の両側面の中央部に備える方向指示器にあつては細目告示別添73「方向指示器の技術基準」に定める基準

6-92 補助方向指示器

7-92の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。

6-93 非常点滅表示灯

7-93の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。

6-94 緊急制動表示灯

7-94の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。

6-95 後面衝突警告表示灯

7-95の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。

6-96 その他の灯火等の制限

7-96の規定によるほか、自動車（大型特殊自動車を除く。）に備える車室外乗降支援灯については、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、量産型超小型モビリティに備える6-35(1)の車体表示は、7-96-1(7)の基準に適合するものとする。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。

6-97 警音器

7-97の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 自動車に備える警報音発生装置については、UN R28-00-S6 の6.に定める基準。

ただし、大型特殊自動車にあつては、細目告示別添74「警音器の警報音発生装置の技術基準」に定める基

準とする。

(2) 自動車に備える警音器については、UN R28-00-S6 の 14. に定める基準。

ただし、大型特殊自動車にあっては、細目告示別添 75「警音器の技術基準」に定める基準とする。

6-98 非常信号用具

7-98 の規定を適用する。

6-99 警告反射板

7-99 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 細目告示別添 76「警告反射板の技術基準」に定める基準

6-100 停止表示器材

7-100 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 自動車に備える停止表示器材については、UN R150-00-S4 の 4. 及び 5. 9. 又は UN R27-05 (当分の間、UN R27-04-S1 と読み替えることができる。) の 6.、7. 及び 8. に定める基準。(適用関係告示第 50 条第 3 項関係)
- (2) 平成 17 年 3 月 31 日以前に製作された停止表示器材 (平成 12 年 3 月 31 日以降に法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた停止表示器材を除く。) については、技術基準通達別添 66 の 2「停止表示器材の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 50 条第 1 項関係)
- (3) 平成 29 年 10 月 8 日以前に製作された停止表示器材及び平成 29 年 10 月 9 日以降に製作されたもののうち平成 29 年 10 月 8 日以前に指定を受けたものについては、平成 26 年 10 月 9 日付け国土交通省告示第 975 号による改正前の細目告示別添 77「停止表示器材の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 50 条第 2 項関係)

6-101 盗難発生警報装置

7-101 の規定を適用する。

6-102 車線逸脱警報装置

7-102 の規定を適用する。

6-103 車両接近通報装置

7-103 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 自動車に備える車両接近通報装置については、UN R138-01-S2 の 6. に定める基準

6-104 事故自動緊急通報装置

7-104 の規定を適用する。

6-105 側方衝突警報装置

7-105 の規定を適用する。

6-106 後写鏡

7-106 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。

この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。

[UN R46-04]

(1) 自動車 ((3) に掲げる自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。) は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ただし、(2) の基準に適合するものにあつては、この限りでない。(保安基準第 44 条第 2 項及び第 4 項関係、細目告示第 68 条第 2 項第 1 号及び第 4 項第 2 号関係)

- ① 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S9 の 6.1. (6.1.1.2. (a)、6.1.1.3. 及び 6.1.1.5. (専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のものにあつては、6.1.1.3.

及び6.1.1.5.に限る。)は除く。)及び6.3.(6.3.1.1.中記号取付に係る部分を除く。)に定める基準。

この場合において、UN R46-04-S9の6.1.2.2.4.2.の規定中「1,200mm」とあるのは「600mm」と、6.3.1.1.の規定中「2m以上」とあるのは「1.8m超」と読み替えるものとする。

② 取付位置、取付方法等に関し、UN R46-04-S9の15.に定める基準。

ただし、次に掲げる補正を行うことができる。

ア UN R46-04-S9の12.1.に定める基準アイポイントは、細目告示別添81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2.とすることができ、同別添4.3.のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。

イ UN R46-04-S9の15.2.4.1.から15.2.4.3.までの規定にかかわらず、当該規定の視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは6-107に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

ウ UN R46-04-S9の15.2.4.4.の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは6-107に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

(7) UN R46-04-S9の15.2.4.4.に定める視界範囲

(4) UN R46-04-S9の15.2.4.2.中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲

エ UN R46-04-S9の15.2.4.5.及び15.2.4.6.の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは6-107に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

この場合において、同規則の15.2.2.7.の規定及び同規定に係る15.2.1.1.1.の規定は適用しないものとする。

(7) UN R46-04-S9の15.2.4.5.及び15.2.4.6.に定める視界範囲

(4) 細目告示別添81「直前直左確認鏡の技術基準」4.2.の規定に基づき設置した障害物の少なくとも一部

オ UN R46-04-S9(15.2.1.(15.2.1.2.を除く。)を除く。)の規定にかかわらず、同規則2.1.1.3.に定める鏡であって次のいずれかに該当するものを備える自動車は、同規定の要件に適合するものとみなす。

(7) UN R46-04-S9の6.3.2.に適合するもの

(4) 自動車の最外側から突出していないもの

(6) 地上面からの高さが1.8mを超える位置に備えられているもの

[UN R46-04 (後方等確認装置)]

(2) 後写鏡に代えて後方等確認装置を備える自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)については、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第44条第1項関係、細目告示第68条第1項及び第4項第1号関係)

① 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S9の6.2.、6.3.(6.3.1.1.中記号取付に係る部分を除く。)及び16.(16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.を除く。)に定める基準

② 取付位置、取付方法等に関し UN R46-04-S9の15.、16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.に定める基準

[細目告示別添82・細目告示別添83]

(3) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室(運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。)を有しないものについては、細目告示別添82「二輪自動車等の後写鏡の技術基準」及び細目告示別添83「二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第44条第3項及び第4項関係、細目告示第68条第3項及び第4項第4号関係)

[細目告示別添79]

(4) 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、ハンドルバー方式のかじ取装置を備える三輪自動車であって車室(運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。)を有しないもの、大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)については、細目告示別添79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。

ただし、取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8mを超える後写鏡には適用しない。(適用関係告示第52条第5項関係)

- ① 令和元年6月17日以前に製作された自動車
- ② 令和元年6月18日から令和3年9月17日（内燃機関以外を原動機とする貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、令和4年12月17日）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和元年6月17日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 令和元年6月18日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、令和元年6月17日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者の視野及び乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年9月17日以前のもの

[適用除外]

- (5) 平成18年12月31日以前に製作された自動車（平成17年1月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、(1) から (4) の規定は適用しない。（適用関係告示第52条第1項関係）

6-107 直前及び側方の視界

7-107の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。

この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。

[細目告示別添81]

- (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）は、細目告示別添81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

ただし、運転者が運転者席において細目告示別添81「直前直左確認鏡の技術基準」に定めるところにより設置した障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

なお、車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車であって、UN R46-04-S9の15.2.4.5.及び15.2.4.6.に定める要件を満たすものは、この基準に適合するものとみなす。（保安基準第44条第5項、第6項及び第7項関係、細目告示第68条第5項及び第6項関係）

[細目告示別添81一部除外]

- (2) 次に掲げる自動車については、細目告示別添81「直前直左確認鏡の技術基準」3.4.及び3.5.の規定は適用しない。（適用関係告示第52条第7項関係）

- ① 令和4年6月30日以前に製作された自動車
- ② 令和4年7月1日以降に製作された自動車であって、令和4年6月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び保安基準第44条第5項の鏡その他の装置に係る指定を受けた多仕様自動車
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和4年6月30日以前のもの

[適用除外]

- (3) 平成18年12月31日以前に製作された自動車（平成17年1月1日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、(1) 及び (2) の規定は適用しない。（適用関係告示第52条第1項関係）

6-108 後退時車両直後確認装置

7-108の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。

この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。

[UN R158-00]

- (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）は、UN R158-00-S1の6.、15.（15.2.1.1.を除く。）、16.及び17.に定める基準に適合するものでなければならない。

ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（保安基準第44条の2関係、細目告示第68条の2第1項、第2項及び第3項関係、適用関係告示第52条の2関係）

- ① 車両後部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車
- ② 車両後部に特殊な装備を有する緊急自動車
- ③ レッカー車
- ④ 運転者の直接視界により UN R158-00-S1 の 15.（15.2.1.1.を除く。）の基準に適合する自動車（UN R158-00-S1 の 15.2.1.7.を満たす場合に限る。）

[適用除外]

(2) 次に掲げる自動車については、(1)の規定は適用しない。(適用関係告示第52条の2関係)

- ① 令和4年4月30日以前に製作された自動車
- ② 令和4年5月1日から令和6年4月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和4年4月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和4年5月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和4年4月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後退時車両直後確認装置に係る性能が同一であるもの
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和6年4月30日以前のもの

6-109 窓ふき器等

7-109の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。

この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。

[細目告示別添84・細目告示別添86]

(1) 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）については、細目告示別添84「乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準」及び細目告示別添86「デフロスタの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第45条第1項及び第2項関係、細目告示第69条第1項第1号、第2項第1号及び第2号関係）

[細目告示別添85]

(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの及び貨物の運送の用に供する普通自動車（最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）については、細目告示別添85「バス及びトラックの洗浄液噴射装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第45条第2項関係、細目告示第69条第2項第3号関係）

[適用除外]

(3) 平成6年3月31日以前に製作された自動車については、(1)及び(2)の規定は適用しない。（適用関係告示第53条第1項関係）

6-110 速度計等

7-110の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。

この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。

[細目告示別添88]

(1) 自動車（最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）は、細目告示別添88「速度計の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車であって速度計を備えないものにあつては、この限りでない。

なお、細目告示別添88「速度計の技術基準」3.3の規定中、「 $0 \leq V1 - V2 \leq V2/10 + 4$ 」とあるのは「 $0 \leq V1 - V2 \leq V2/10 + 6$ （二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては $0 \leq V1 - V2 \leq V2/10 + 8$ ）」と読み替えるものとする。（保安基準第46条第1項関係、細目告示第70条第1項関係）

[UN R39-01]

(2) 自動車（最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）は、UN R39-01-S1の5.5.に定める基準に適合するものでなければならない。

ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車であって走行距離計を備えないものにあつては、この限りでない。（保安基準第46条第2項関係、細目告示第70条第2項関係）

[細目告示別添88適用除外]

(3) 平成18年12月31日以前に製作された自動車については、(1)の規定は適用しない。（適用関係告示第54条第1項関係）

[UN R39-01適用除外]

(4) 次に掲げる自動車については、(2)の規定は適用しない。（適用関係告示第54条第4項関係）

- ① 平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された自動車
- ② 平成 29 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 平成 29 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 平成 29 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 29 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と速度及び走行距離の表示に係る性能が同一であるもの

6-110 の 2 事故情報計測・記録装置

6-110 の 2-1 装備要件

専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものには、当該自動車が衝突等による衝撃を受ける事故が発生した場合において、当該自動車の瞬間速度その他の情報を計測し、及びその結果を記録するものとして、6-110 の 2-2 の基準に適合する事故情報計測・記録装置を備えなければならない。（保安基準第 46 条の 2 第 1 項関係）

6-110 の 2-2 性能要件（書面等による審査）

- (1) 事故情報計測・記録装置の記録性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R160-01 の 1.4. 及び 5. に定める基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 70 条の 2 第 1 項関係）

[UN R160-01 の読み替え適用]

- (2) 次に掲げる自動車にあつては、「UN R160-01 の 1.4. 及び 5.」を「UN R160-01 の 1.4. 及び 5. (5.4.1. を除く。）」と読み替えることができる。（適用関係告示第 54 条の 2 第 3 項関係）

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であつて車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 2.5t 以下のもののうち、次に掲げるもの
 - ア 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された自動車
 - イ 令和 5 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - (ア) 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車
 - (イ) 令和 5 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの
- ② 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のもののうち、次に掲げるもの
 - ア 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車
 - イ 令和 9 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - (ア) 令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車
 - (イ) 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの

6-110 の 2-3 適用関係の整理

- (1) 次に掲げる自動車については、6-110 の 2-4（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 54 条の 2 第 1 項関係）

- ① 令和 4 年 6 月 30 日（輸入された自動車にあつては令和 5 年 6 月 30 日）以前に製作された自動車
- ② 令和 4 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで（輸入された自動車にあつては令和 5 年 7 月 1 日から令

和8年6月30日まで)に製作された自動車であって、次に掲げるもの

- ア 令和3年6月30日以前の新型届出自動車
- イ 令和4年6月30日(輸入された自動車にあつては令和5年6月30日)以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(事故情報計測・記録装置を備えたものに限る。)
- ウ 令和4年7月1日(輸入された自動車にあつては令和5年7月1日)以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(事故情報計測・記録装置を備えたものに限る。)であつて、令和4年6月30日(輸入された自動車にあつては令和5年6月30日)以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(事故情報計測・記録装置を備えたものに限る。)と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年6月30日以前のもの

(2) 次に掲げる自動車については、6-110の2-5(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第54条の2第4項関係)

- ① 令和6年6月30日以前に製作された自動車
- ② 令和6年7月1日から令和8年6月30日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - ア 令和6年6月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和6年7月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和6年6月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年6月30日以前のもの

6-110の2-4 従前規定の適用①

次に掲げる自動車については、事故情報計測・記録装置に係る規定は適用しない。(適用関係告示第54条の2第1項関係)

- ① 令和4年6月30日(輸入された自動車にあつては令和5年6月30日)以前に製作された自動車
- ② 令和4年7月1日から令和8年6月30日まで(輸入された自動車にあつては令和5年7月1日から令和8年6月30日まで)に製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - ア 令和3年6月30日以前の新型届出自動車
 - イ 令和4年6月30日(輸入された自動車にあつては令和5年6月30日)以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(事故情報計測・記録装置を備えたものに限る。)
 - ウ 令和4年7月1日(輸入された自動車にあつては令和5年7月1日)以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(事故情報計測・記録装置を備えたものに限る。)であつて、令和4年6月30日(輸入された自動車にあつては令和5年6月30日)以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(事故情報計測・記録装置を備えたものに限る。)と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年6月30日以前のもの

6-110の2-5 従前規定の適用②

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第54条の2第4項関係)

- ① 令和6年6月30日以前に製作された自動車
- ② 令和6年7月1日から令和8年6月30日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - ア 令和6年6月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和6年7月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和6年6月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年6月30日以前のもの

6-110の2-5-1 装備要件

6-110の2-1に同じ。

6-110の2-5-2 性能要件(書面等による審査)

- (1) 事故情報計測・記録装置の記録性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R160-00 の 1.4. 及び 5. に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 70 条の 2 第 1 項関係)

[UN R160-00 の読み替え適用]

- (2) 次に掲げる自動車にあっては、「UN R160-00 の 1.4. 及び 5.」を「UN R160-00 の 1.4. 及び 5. (5.4.1. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 54 条の 2 第 3 項関係)
- ① 6-110 の 2-2 (2) ①に同じ。
 - ② 6-110 の 2-2 (2) ②に同じ。

6-111 消火器

7-111 の規定を適用する。

6-112 内圧容器及びその附属装置

7-112 の規定を適用する。

6-113 自動運行装置

7-113 の規定を適用する。

6-114 運行記録計

7-114 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。

この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。

[細目告示別添 89]

- (1) 次に掲げる自動車（緊急自動車及び被牽引自動車を除く。）については、細目告示別添 89「運行記録計の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条の 2 第 1 項、第 2 項関係、細目告示第 73 条関係)

- ① 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上のもの
- ② ①の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車

[適用除外]

- (2) 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、(1) の規定は適用しない。(適用関係告示第 56 条関係)

6-115 速度表示装置

7-115 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。

この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。

[細目告示別添 90]

- (1) 次に掲げる自動車（緊急自動車、被牽引自動車及び最高速度 40km/h 未満の自動車を除く。）に速度表示装置を備える場合にあつては、細目告示別添 90「速度表示装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条の 3 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 74 条関係)

- ① 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上のもの
- ② ①の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車

[適用除外]

- (2) 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、(1) の規定は適用しない。(適用関係告示第 57 条関係)

6-116 緊急自動車

7-116 の規定を適用する。

6-117 道路維持作業用自動車

7-117 の規定を適用する。

6-118 自主防犯活動用自動車

7-118 の規定を適用する。

6-119 旅客自動車運送事業用自動車

7-119 の規定を適用する。

6-120 ガス運送容器を備える自動車等

7-120 の規定を適用する。

6-121 火薬類を運送する自動車

7-121 の規定を適用する。

6-122 危険物を運送する自動車

7-122 の規定を適用する。

6-123 乗車定員

7-123 の規定を適用する。

6-124 最大積載量

7-124 の規定を適用する。

6-125 臨時乗車定員

7-125 の規定を適用する。